平成２６年（フ）第３４号
静岡県掛川市菊浜233番地の１
債務者　佐藤　和弘
１　決定年月日時　平成26年９月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮田　逸江
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
広島県三次市君田町櫃田1206番地１
債務者　青谷　　亨
１　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　貴央
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月19日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第１３０号
佐賀県多久市東多久町大字別府3687番地
債務者　井上　洋助
１　決定年月日時　平成26年９月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片岡　優理
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６４号
三重県松阪市宝塚町830番地13
債務者　角谷じゅん子
１　決定年月日時　平成26年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第１２０３号
福岡市博多区吉塚１丁目37番11―203号、旧住所大分市明野東５丁目11番２―79号
債務者　上野　信子
１　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２１１号
福岡市城南区別府３丁目18番19―202号
債務者　丘　　孝洋
１　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２３５号
福岡県糸島市波多江駅北３丁目22番23―505号
債務者　大塚　泰二
１　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２５７号
福岡市東区若宮４丁目11番３号
債務者　村中タカ子
１　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２６０号
福岡市城南区樋井川３丁目17番６―502号
債務者　西村　直之
１　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２６２号
福岡市城南区長尾４丁目３番17―301号
債務者　吉田　秀一
１　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２６６号
福岡市東区土井４丁目10番15号
債務者　若木　　咲
１　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２６７号
福岡市博多区築港本町６番16―801号
債務者　浮田　嘉騎
１　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２８４号
福岡県糸島市志摩芥屋187番地６
債務者　鈴木　美香
１　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２８５号
福岡県糸島市南風台３丁目８番25号　102
債務者　柳原　民子
１　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２８６号
福岡市博多区対馬小路６番３―604号
債務者　長谷川るり子（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２８７号
福岡市早良区小田部４丁目３番31―107号
債務者　瀧　　直子
１　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２９０号
福岡市南区若久２―６―１　原病院、住民票上の住所福岡市早良区野芥７丁目33番20号
債務者　奥田　一彦
１　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２９５号
福岡市東区筥松４丁目４番47号
債務者　緒方　典子
１　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部